

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成21年6月25日
【会社名】	日本興業株式会社
【英訳名】	NIHON KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 脇 昭 史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	香川県さぬき市志度4614番地13
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長森脇昭史は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備状況および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高予算の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、運賃、給与、固定資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、各支店に属する営業部門において、顧客との間に物品及びサービス提供のための契約を個別に締結しているが、一部の営業部門において適正な売上計上に必要な契約内容の確認及び承認手続の運用が不十分であったため、当期の売上高について重要な修正を行うことになった。

事業年度の末日までに是正されなかった理由は、営業部門において、適正な売上計上に必要な契約内容の確認及び承認手続が徹底されなかったためである。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、適正な売上計上に必要な契約内容の確認及び承認手続に係る新たな業務フローを整備し、内部統制手続の徹底・定着化を図ることで、本事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針である。

4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、事業年度の末日後、当社の内部統制システム構築プロジェクトのメンバーに各支店の管理部門担当を加えることで、販売プロセスに係る内部統制手続の定着化を実効的に推進しうる体制とした。同プロジェクト主導により、適正な売上計上に必要な契約内容の確認及び承認手続に係る新たな業務フローを整備し運用を実施した。また、内部監査部門に営業部門経験者を配置するとともに、内部監査を支援する担当者を選任し、内部監査部門主導により、販売プロセスの新たな業務フローに基づくモニタリングを強化した。以上の対応に基づき、内部統制報告書提出日までに当該是正後の内部統制の整備及び運用状況の評価を行った。評価の結果、内部統制報告書提出日において、営業部門における適正な売上計上に必要な契約内容の検討及び承認手続に係る内部統制は有効であると判断した。

5 【特記事項】

該当事項なし。